

玉城町特定不妊治療費助成上乗せ事業について

♪経済的な負担が大きい治療費であるため、三重県特定不妊治療費助成金（体外受精、顕微授精が対象治療）の上乗せ助成を行います。

令和3年1月1日以降に終了した治療について → 所得制限が撤廃されました

■助成内容■

三重県特定不妊治療費助成事業の対象となる方に、上乗せ助成を行います。

助成回数は三重県特定不妊治療費助成事業に準じ、助成額は1回10万円を限度とします。

■対象となる方■

次の要件のすべてを満たす方が助成の対象です。

- ① 体外受精及び顕微授精を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦であること（ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦については、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者とする）
- ② 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの
- ③ 治療日、申請日ともに夫婦双方または一方が玉城町内に居住していること
- ④ 指定医療機関で治療を受けたもの

■申請に必要な書類■

申請には、次のすべての書類が必要です。

- ① 玉城町特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）

※その他の書類については、三重県特定不妊治療費助成の申請書類と兼用します。

■申請方法■

三重県特定不妊治療費助成の申請時に、上記の書類を添付して保健福祉会館へ申請してください。

申請は郵送でも可としますが、必ず配達記録郵便または簡易書留郵便にて送ってください。

■助成金の支給方法■

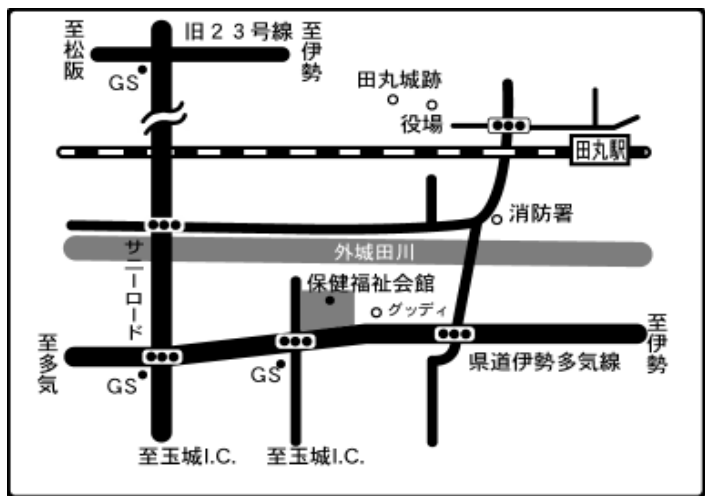
助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

※振込先口座は必ず申請者の銀行口座を記載してください。

■その他■

●やむを得ない理由により60日を超えた場合は遅延理由書を提出していただく必要があります。ただし、遅延理由書を添付した申請が可能なのは、治療が終了した日の属する年度内に限ります。治療終了日から60日を超え、かつ年度をまたぐ場合は、遅延理由書の有無に関係なく申請ができませんので、ご注意ください。

- 3月中に治療が終了した場合は、できるだけ3月31日までに申請してください。
- 治療が終了した日から60日以内なら4・5月も申請できますが、その場合新しい年度での申請となります。



お問合せ・申請先

玉城町役場 保健福祉課 地域共生室

〒519-0433

玉城町勝田 4876-1

玉城町保健福祉会館内

TEL0596-58-8000

時間：平日 8：30～17：15

※火・木のみ 8：30～19：00